

■提案された「事務組織及び機構の取扱いについて」の調整案

事務組織及び機構の取扱いは次のとおりとする。

1. 整備方針について

新市の組織・機構については、地方分権の推進や総合的な住民サービスの向上に充分配慮しながら次の視点により整備する。

- (1) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (2) 市民が利用しやすくわかりやすい組織・機構
- (3) 簡素で効率的な組織・機構
- (4) 指揮命令系統が明確な組織・機構
- (5) 新たな行政課題など時代の変化に柔軟に対応できる組織・機構

2. 総合支所(仮称)について

- (1) 合併前の町の区域を所管区域とする総合支所(仮称)を設置し、新市建設計画の推進を図る地域振興の拠点とする。
- (2) 総合支所(仮称)は、合併時においては4町の現有庁舎を有効活用する。
- (3) 総合支所(仮称)では、本庁において処理する事務(市全体に係る政策、施策、総合的調整事務、管理事務、その他効率性の観点から一元化して実施する事務)を除き市民サービスを総合的に提供する事務を取り扱うこととする。

いる。地域自治組織の制度を導入すべきであると思うので、この地域自治組織に関する資料の提出をお願いしたい」との要望がありました。

事務局より「地域自治組織については、第27次地方制度調査会の中間答申、最終答申を踏まえ新市建設計画等に記述しているところです。要望された資料については次回会議に提出いたします」と説明がありました。

また、本協議会のアドバイザーである県地方課合併支援室の米倉秀之主幹から「地域自治組織には、市町の判断により小学校単位や旧町単位などで設置する法人格を持たないものと、特別地方公共団体としての法人格を持つものがああります。法人格を持つ地域自治組織は、現在の合併特例法による合併の場合に設置できるのか、特例法の失

効後の新しい法律で合併する場合にも設置できるのか、まだ国においても方針が決まっていないため、現在の段階でこの地域において設置できるのかどうかは分からない状況です」と説明がありました。

総合支所について委員から「本庁において処理する事務を除き市民サービスを総合的に提供する事務を取扱うとあるが、市民サービスに限るのか」との質問が出されました。事務局より「市民サービスは窓口だけに限ったものではなく、一般的な行政サービスと考えています。今後、その内容を具体化していく必要があると考えています」と説明がありました。

※今回提案された第37号議案、第38号議案及び継続協議となった項目については、次回第13回会議で協議されます。

●新市の施設等を視察

透きとおるような青空が広がった晩秋の11月17日、1市4町の役所・役場や主要な文化施設、建設中の道路などを本協議会委員が視察しました。

この視察は、各市町の特性や現状、主要な施設などを直接視察し、合併効果を活かした都市づくりを進めていこうと行われたもので、当日は委員など38人が参

加。現地や車中で各市町の担当職員から施設の概要や計画などの説明を受けました。

参加者した委員は、「耳納連山や筑後川の恵みを受けた農地や自然、整備された施設など、新市の地力や可能性を見せていただきました。子や孫に誇れるふるさとづくりのためにも是非とも合併を成功させたいですね」と感想を話されました。



▲写真右上より時計回りに

- ①北野コスモス館
- ②田主丸町複合文化施設
- ③えーるピア久留米
- ④水沼の里2000年記念の森公園(三瀬町)
- ⑤城島町総合文化センター